

## 公的付添人制度について

平成 14 年 1 月 24 日

日本弁護士連合会

### 1 弁護士付添人の必要性

少年法 10 条は、少年および保護者が付添人を選任できると定めているが、少年審判手続には刑事国選弁護制度に相当する制度がないため、資力のない少年は弁護士付添人を選任することができない。私たちは、少年審判手続が刑事訴訟手続とは異なる特質を持つが故に、むしろ弁護士付添人の必要性はより高いと考えるものである。

#### 少年・少年審判手続の特質と法的援助の必要性

少年は、成人と比べて、防御能力・弁明力が乏しく、社会経験の未熟さから先を見通す力が弱く、被誘導性・被暗示性・迎合的傾向が強いという特質を持つ。さらに法的手続や証拠法に関する知識と理解力も乏しく、自らの言動がもたらす結果について判断する能力も不十分である場合が多い。しかも、少年審判手続には、「起訴状一本主義」や「伝聞証拠排除原則」が採用されていないため、裁判官は、捜査機関が提出したすべての証拠を審判前に読むことができ、一定の心証をもって審判に臨むため、予断が排除されにくい構造になっており、少年の表現能力の不十分さとあいまって冤罪が生まれる危険性が高いといえる。少年審判手続という捜査機関が収集した証拠に基づいて事実が認定され、認定された事実に基づいて処分が決定されるという一連の手続において、法の素人であることに加えて未成熟な少年であるという特質を考えれば、少年に対し法的援助者を付する必要性は成人以上に高いといわざるを得ない。

#### 保護処分の性質と適正手続の要請

さらに、少年を鑑別所に収容して身体を拘束し、将来の処分においても、少年院送致など施設収容の可能性があるということは、これらが保護主義の理念に基づいて採られる措置であるにしても、それが少年の意思に反して行われる限りにおいて、不利益処分の側面を併せ持つものであることは否めない。少年審判手続にも適正手続の保障が及ぶことは別紙 1 に記載した一連の決定からも明らかであり、柏少女殺し事件最高裁決定（最高裁 3 小昭和 58 年 9 月 5 日、刑集 37 - 7 - 901）も、保護処分の不利益性を肯定し、その救済の必要性を強調している。これら最高裁の判断をみれば、少年審判手続は「職権主義的審問構造」であることを維持しつつも、適正手続の保障の充実という方向に進んできた歴史とすることができる。近時の少年法改正にあたって、少年審判手続に手続的保障の条項が盛り込まれている。そうであるならば、後見的、職権主義的審問構造であっても、それが不利益処分性をも有する限りにおいて、適正手続保障の要石たる弁護士付添人の援助を受ける権利を保障する必要性は、刑事手続きと比べても微塵も劣らないものであり、少

年にその権利を保障することは喫緊の課題と言わざるを得ない。

以上より、日弁連は、少年の付添人の援助を受ける権利は、日本国憲法 31 条、37 条 3 項および 34 条に由来するものと考えており、憲法 37 条 3 項が保障する国選弁護制度を少年にも保障することは国家の責務であると信じる。

さらに、少年の弁護士付添人の援助を受ける権利は、子どもの権利条約 37 条 (d)、40 条 2 (b) ( )・( )、ペキンルールズ 7、自由を奪われた少年の保護のための国連規則 18 (a) によって、国際法上も確立した権利であり、右国連規則の趣旨に加え、国際人権 B 規約 14 条 3 項 (d) と前述の保護処分の不利益処分性とを併せ考えれば、少年が十分な支払手段を有しない場合には自らその費用を負担することなく弁護人を付してもらえる制度を設けることは、国際的にも要求されている事項というべきである。

## 2 少年保護事件付添扶助事業の現状と限界

少年に弁護士付添人が就く場合としては、扶助制度を利用しないで私選付添人を選任するケース（いわゆる純粋な私選）と、扶助制度を利用するケース（以下、「扶助付添人」という。）がある。後者には主に、捜査段階から法律扶助協会の刑事被疑者弁護援助制度を利用して私選弁護人を選任し、家裁送致後は同協会の少年保護事件付添扶助制度により改めて付添人に選任されるケースと、家裁送致後にはじめて家裁から法律扶助協会に付添扶助を依頼するケースとがある。国選付添人制度がなかった中で（少年法改正によって国選付添人制度が導入された現在でも、平成 13 年 4 月から翌 3 月までの国選付添人実績は全国で 6 件である。）それを補完する機能を果たしてきたのが財団法人法律扶助協会が行っている少年保護事件付添扶助事業である。

### 法律扶助協会による少年保護事件付添扶助事業の発足

この事業は、昭和 47 年 11 月、最高裁事務総局家庭局長が、法律扶助協会会長に対し、『弁護士である付添人の援助が必要であってもこれを得られない場合、弁護士である付添人を選任するため、法律扶助を与えることは可能かどうか』との照会を發したのを契機に（別紙 3）、法律扶助協会会長が昭和 48 年 2 月 27 日、少年保護事件付添に扶助事業を実施する旨回答したことを受けて始まった。同年 2 月に愛知県支部、同年 3 月に東京都支部が同事業を發足させ、以後各支部において順次設けられていった。

同事業は、法律扶助協会の支部の事業として進められ、各支部の自前の財源によって賄われていたため、その実施・維持は容易ではなかったが、同協会の努力により、平成 3 年からは法律扶助協会本部で取扱要綱（資料・日弁連 6 - 7）が定められ、法律扶助協会の事業として全国展開されるに至り、本部から各支部へ援助金交付が始まり、現在では法律扶助協会 50 支部の全部で同事業が実施されている。

### 扶助の基準

扶助の基準は、当初家庭裁判所と法律扶助協会各支部との協議により設定し、近年東京支部等では協会独自の扶助基準を設置するようになった。基準の多くは

罪質、情状、非行性に照らし、刑事処分または少年院送致が予想される重大な事件

少年が非行事実の重要な部分を争っている場合

少年の利益のため特に必要と認める場合

のいずれかを満たす場合とされており、また、家庭裁判所は、上記～のいずれかの要件を満たす場合で、家庭裁判所が弁護士である付添人の援助を特に必要とすると認めた場合に、家庭裁判所から付添扶助の要請がなされるのが通常である。実際の運用では、保護者がいないか、あるいは保護者が協力的ではない場合をに該当するとして、家裁から依頼されるケースが多いと思われる。

#### 付添扶助の実績と問題点

付添扶助の実績であるが、平成13年は、一般保護事件終局総人員79,998人のうち、付添人がついた事件は総数4,408人、うち弁護士付添人が選任されたのが4,068人で、終局総人員の5.1%である。弁護士付添人のうち扶助付添人の数は約2,400人で、扶助付添人の占める割合が58.9%と高いことが分かる。付添人選任の契機についてみれば、従前は、家裁からの依頼件数が全国的に大きな割合を占めていたが、最近は、当番弁護士に対する出動要請あるいは委員会派遣により捜査段階で弁護人に選任され、そのまま審判段階になって付添人となるケースが大きな割合を占める単位会も増加している。

少年保護事件付添扶助の現況は以上のとおりであるが、以下の制約があるため、実際の弁護士付添人の必要性には応えきれていないのが現状である。

#### 選任の要件と時期

刑事手続の場合は、国選弁護制度が設けられ、私選弁護人がない場合のほぼ100%に近い事件で公訴提起後速やかに弁護人が選任されている。これに対し、少年審判事件では、扶助協会に対する選任依頼の基準から見てもわかるとおり、抽象的な基準に基づいて必要性の判断がなされること、つまり弁護士付添人の要否について、処遇の見通しや保護者の監護能力その他の事情に応じて個別の判断がなされることから、その見通しをつけるためには調査官の調査など相当程度の時間の進行が必要となる。付添人が観護措置をとる段階で選任されることは稀で、むしろ家裁の調査官の調査が進んだ段階で要弁護士付添人事件と判断されることが多く、審判期日に切迫した段階、例えば審判期日の1週間前に依頼が来ることもあり、場合によっては時間的余裕がなかったため選任が見送られることがあったとも報告されている。また、扶助での付添人選任基準が裁判官の裁量によって運用されることから、同種の事案でも地域によって付添人が付される場合とされない場合が生じている。地域間に不平等が生じないような全国一律の客観的な基準を設けることで、地域間格差を是正し、なおかつ、早期に付添人が付される仕組みを実現することが必要である。

#### 法律扶助協会の予算の制約

現行の法律扶助事業は自主事業として運営されていることから、予算に限りがあり、1年間に援助できる件数に一定の制約がある。その結果、本来の基準から言えば付添人がつくべき事案であっても、十分に付添人がついていないとは言い難い実情にある。

たとえば、前述した選任依頼の基準には、刑事処分または少年院送致が予想される重大な事件というものがあり、このような事件においては、冒頭に述べた適正手続の観点からも弁護士付添人の援助の必要性が高いと思われる。しかしながら、平成13年度の終局処

分において、少年院送致処分となった者は、5、445人であるのに対し、このうち弁護士付添人がついていたのは1、438人であり、全体の3割にも満たないことになる。

また、家庭裁判所は、扶助付添人の選任の範囲を保護者不在など極めて限定された事件に絞って運用してきたとされており、家裁からの選任依頼があった事件は、弁護士付添人の必要性が認められる事件の中でも特に高度な要保護性が認められる事件のうちの一部分に該当するものと考えられる。

弁護士付添人の必要性が現実の受任実績を上回ることを推測させる実例として、福岡の実践例がある。福岡県弁護士会では、「少年たちにも、せめて成人並みの権利は保障されなければならない」との考えから（非行少年と弁護士たちの挑戦、福岡県弁護士会子どもの権利委員会著）、少年付添活動の拡充を図るため、平成13年2月から全件付添人制度を導入しているが、この制度は、弁護士自らが制度発足のために弁護士会の会費を全会員月額5000円増額するという形で資金を捻出し予算枠を増やして、運営しているものである。少年の明示の反対の意思表示がない限り当番弁護士として弁護士が少年に面会し、少年の弁護士付添人選任を容易にしたものであるが、その結果、福岡部会では観護措置がとられた少年の約75%に弁護士付添人が選任されるようになった。このように、弁護士付添人に対する少年のニーズは極めて高いと思われるが、現行の法律扶助事業の通常予算では、到底これに添えていくことは困難である。それどころか、一定数で援助を打ち切るといった問題が毎年出てきて、事業継続すら難しい状況に直面している。前述のとおり福岡では、緊急の処置として弁護士会の会費増額で対応しているが、各弁護士の会費で運営されるべき制度ではなく、公的資金が導入されるべきである。

### 3 付添人の活動

審議会の意見書では、付添人の役割、家庭裁判所調査官との役割分担なども考慮される必要があるとあるので、以下この2点について説明する。

#### 付添人の2つの役割

まず、付添人の役割であるが、少年審判では非行事実の存否の認定と要保護性の審理という2つの作業が行われている。付添人は、この2つの作業に即して活動し、少年事件における司法的機能とケースワーク的機能の2つの機能を担うことになる。

#### 司法的機能

弁護士付添人は、家裁に送致されてきた事件記録（法律記録）を読み、少年に面会して非行事実の存否だけでなく、要保護性を判断する基礎となる事実の存否についても問題があるか否かをチェックする。「自白」事件とされるものでも、少年の「自白」というものは危ういもので、いつ、どのような経緯で少年が事実関係を否認するに至るかは、成人の被告人の場合以上に予測が難しく、思わぬきっかけで自白事件が否認事件となることがあることは、柏少女殺し事件など過去に争われた事件の経験が教えるところである。当初少年が送致事実に関する事実関係について異議を述べていなくとも、「自白」が強要や誘導、その他様々な事情により虚偽である可能性はないか、少年が自由に話をするのを阻む何

らかの要因が存在しないか、客観的な事実関係に問題はないか絶えず気を配りつつ活動をしなければならない。

### ケースワーク的機能

他方ケースワーク的機能については、家庭裁判所調査官が中心となって担われている機能であるが、これについても付添人が積極的にかかわり、処遇決定に必要な情報収集や条件整備に寄与する必要性がある。鑑別所の鑑別結果や家庭裁判所調査官の調査結果（社会記録）を読んで内容を検討することはもちろん、少年や親などの保護者や学校関係者、雇用主などから事情を聴き、学校への復帰ができるように調整したり、退学処分を撤回させたり、在宅処遇が可能になるように雇用先などをみつけるなどして、帰住先の環境調整を行っている。なお、少年の環境調整は家裁調査官の重要な職務の一部であるが、付添人においても積極的にこれに協力する必要があること、一口に環境調整と言ってもその内容は多岐にわたり、後述の通り調査官と付添人の間にも一定の役割分担が存在することに加え、被害者に対し謝罪や被害回復のための交渉を行うことや、交渉等を通じて少年の保護者や少年本人に内省を促し、更生への足がかりとすることは、もっぱら付添人に期待される職務である。さらに審判期日立会にあたっては、事前に家裁調査官や鑑別所技官などと情報交換を行い、裁判官に対しても事前面会し、付添人の意見を伝えるなど様々な活動が必要とされている。さらに、試験観察中、調査官が少年と面接を実施する以外にも、付添人も少年と面会したり勤務先を訪問するなどして少年を励ましたり、少年院を訪問して激励することなどを通じて再非行に陥ることを防止するための支援活動をすることもある。この中で、少年の言い分を尊重し、意見交換を重ねる中で、少年に自己の問題点を自覚させ、自らの力によって非行を克服するように援助することが最大の眼目となっている。

### 調査官と付添人の役割

以上の活動の中で、調査官との役割分担を考える場合、まず付添人の司法的機能については、調査官の役割と重複するところは考えにくく、また、付添人の中でも弁護士である付添人が、その機能を果たすに最適であることは明白である。ケースワーク的機能に関しても、公務員である調査官には、その職分上困難となる分野が存在することは否めない。被害者との被害回復に関する交渉、雇用主などとの就労関係の交渉、学校との在学や入学に関する交渉や手続、新たな住居の確保等に関する処理など、少年の社会復帰にとっては重要な課題であるが、少年や相手方の法律上の権利の得喪に関わったり、紹介や交渉に伴う民事上の責任などの関係から、調査官がこれらに積極的に関わっていくのが困難な場合が存在し、むしろ弁護士の職分によく適合する場合も少なくない。とりわけ新たな雇用先の発掘や、退学処分の撤回を求めて就学先と対峙するような活動は、調査官の立場上困難と思われ、また、調査官は国家公務員として転勤があるのに対し、弁護士は通常一定の場所に事務所を設けて、地域社会との密接なつながりを持っている。さらに、少年からみれば、調査官は裁判所の人間であり、判断する側の立場にいることが少年の心理に与える影響も無視することはできない。少年の裁判所や調査官に対する不安や不審を取り除き、調査官とのよりよい信頼関係を醸成していくためにも、弁護士付添人が少年をサポートし、少年にアドバイスをすることで重要な役割を現に担っていると感じている。

#### 4 公的弁護制度の創設にあたって

以下、公的弁護制度の創設にあたって、検討を要すると思われる点を指摘する。

##### 付添人の活動

成人刑事公判と比べて、環境調整と呼ばれている活動を積極的に行うことが刑事弁護活動との大きな違いである。ほとんどの事件で4週間という身体拘束期間の制約の中で前述した多面的な活動を行うという、付添人活動の集中性、加重性から、少年事件を受任する弁護士は多かれ少なかれ、他の手持ち事件のスケジュールを犠牲にして付添人活動に従事しなければならない。特に、支部の事件では、審判は支部で行われるものの、原則として少年鑑別所が都道府県に1つ、本庁所在地にしか設けられていないことから、審判の準備段階では本庁所在地に出向いていかねばならず、移動時間だけとってみても相当の負担を1人の弁護士が抱えることになる。その移動時間が、弁護士に負担となっており、支部事件においては付添人を2人にするなどの手当も必要と考える。

弁護士の負担感を解消する方法のひとつは、活動に見合った報酬を支給することである。審判段階の付添人の報酬は、日弁連の報酬等基準規程では、着手金20万円以上50万円以下が基準となっており、報酬金も同額以上が予定されているのが、現状の扶助付添人に関しては、支部によって差はあるものの、着手金1件10万円（報酬金なし）となっていると多く、この中からには交通費その他の経費など実費を支出することになるので（交通費などを別途支給する支部は少数にとどまっている。）、ほとんどの扶助付添事件は赤字覚悟で受任しなければならない。また、記録の謄写料についても当然には支給されていない。十分な報酬が保障されるべきである。

##### 権利行使の機会が十分に保障されていないこと

家庭裁判所では、観護措置決定の際に、非行事実の概要の告知などのほか付添人選任権の教示が、口頭や文書を交付する形で行われているが、少年の場合には、それだけで少年が権利を十分に行使できるわけではない。少年には、自ら弁護士を選任できる資力のある者が殆どおらず、その費用の出捐を親に頼らざるをえないため、弁護士費用を出してもらって保護者の意見を聞くなど、他者のアドバイスを求めることが多く、少年自らによって扶助付添人の選任依頼や私選付添人の選任届出がなされる例はそれほど多くはない。また、非行に陥る少年は被虐待児であった割合が高く、虐待とまではいわないまでも親子関係に問題がある事案が多数であり、少年の保護者は、少年のために費用を出すことを拒む場合が多いというのが現場を担っている弁護士の実感であり、保護者からの選任依頼が常に期待できるわけではないというのが実状である。選任時の資力要件を考える場合にも、こうした特徴を踏まえ、少年についてはその要件を撤廃すべきものとする。

また、捜査段階、審判段階を通じて、少年や保護者の多くが、弁護士、付添人の援助を自ら求める行動をとっておらず、当番弁護士制度の委員会派遣制度や家裁の法律扶助協会に対する付添人選任依頼など後見的な配慮によって付添人活動が開始されているのが実態であり、これも少年事件における特徴と言える。

成人の場合でも法律や裁判に素人である被告人が裁判の中で適切に活動することは難しいことから、弁護士の援助を受けることができ、一定の類型については必要的弁護事件と

して本人の意思にかかわらず国家が弁護人を選任する制度が設けられていることを考えれば、少年の場合には、身体拘束を受けた少年全員について弁護士付添人が選任される制度の導入など、特別の配慮がなされてしかるべきものとする。

#### 必要的付添事件の必要性

被疑者の公的弁護制度を創設するために、本検討会で審議が重ねられてきているが、被疑者の中には少年被疑者も含まれることは当然であり、審議会意見書は、障害者と少年については特別の配慮をなすことを求めている。当番弁護士を10年間運営してきたこれまでの経験から、成人に比べて当番弁護士を請求する者の割合が低いことが少年の大きな特徴といえる。そのような特徴を踏まえ、各単位会では委員会派遣制度を設けているところもありはするが、より実質的、十分に、少年被疑者に弁護人の援助を受ける権利を保障するためには、制度構想にあたり、必要的選任事件などを設けることも十分視野に入れられるべきである。

5 最後に、被疑者段階で少年被疑者に対して公的弁護人として弁護士がつく制度が設けられようとしているが、制度が発足した後は、被疑者段階の少年に対する弁護人受任率が上昇することも予想されるところである。現在被疑者段階の弁護人が審判段階で付添人になる手段としては、純粋な私選弁護か扶助事件しか用意されていない。法律扶助協会の自主事業としての少年保護事件付添扶助制度が既に財政的限界に近づいていることは福岡県弁護士会の例を引くまでもなく、既に述べてきた通りであって、このままでは、保護者または少年が、弁護人を依頼する資力に欠ける場合、被疑者段階で選任された弁護人が継続して審判手続における付添人として少年を援助することが困難となるおそれがきわめて高いといわざるを得ない。被疑者段階での公的弁護制度と合わせて、少年について公的付添人制度を実現すべき要請は高いといわざるを得ず、公的付添人制度の導入を強く求める次第である。

1	<p style="text-align: center;">最高裁3小昭和58年9月5日決定 (刑集37-7-901) <b>柏少女殺し事件</b></p> <p>判示： 少年保護事件の手續は、少年の健全な育成と保護を窮極の目的とするものではあるが…保護処分が、一面において、少年の身体の拘束等の不利益をも伴うものである以上、保護処分の決定の基礎となる非行事実の認定については、慎重を期さなければならないのであつて、非行事実が存在しないにもかかわらず誤つて少年を保護処分に付することは、許されないというべきである。…非行事実の不存在を理由として保護処分の取消を求める申立に対し保護処分を取り消さないとした決定は、少年に対する保護処分を今後も継続することを内容とする家庭裁判所の決定であるから、(少年)法24条所定の保護処分の決定とその実質を異にするものではない。…保護処分の取消を求める申立に対してされたこれを取り消さない旨の決定に対しては、…少年側の抗告が許されると解するのが相当である。</p> <p>説明： 保護処分を取り消さない旨の決定が「保護処分の決定」に当たらないとした高等裁判所の結論を取り消し、差し戻した。</p>
2	<p style="text-align: center;">最高裁1小昭和58年10月26日決定 (刑集37-8-1260) <b>流山中央高校事件</b></p> <p>法廷意見： (附添人の再抗告趣意)の実質は少年法14条等の規定の解釈適用の誤りをいう単なる法令違反の主張であつて、少年法35条1項の抗告理由にあたらぬ。</p> <p>なお、少年保護事件における非行事実の認定にあたっては、少年の人権に対する手續上の配慮を欠かせないのであつて、非行事実の認定に関する証拠調べの範囲、限度、方法の決定も、家庭裁判所の完全な自由裁量に属するものではなく、少年法及び少年審判規則は、これを家庭裁判所の合理的な裁量に委ねた趣旨と解すべきである。</p> <p>団藤裁判官の補足意見： 少年保護事件においては…非行事実と保護処分との結びつきは要保護性を介しての間接的なものである。…しかし、これに対して、少年審判制度に少年の人権保障の観点を軸とする、いわば司法的機能の面がなければならないことが、従来の運用の反省の上に、やがて強く意識されるようになって来たのは、当然の成行きであつた。…おもうに、保護処分(法24条)は少年の健全な育成のための処分であるとはいえ、少年院送致はもちろん、教護院・養護施設への送致や保護観察にしても、多かれすくなかれなんらかの自由の制限を伴うものであつて、人権の制限にわたるものであることは否定しがたい。したがつて憲法31条の保障する法の適正手續、すくなくともその趣旨は、少年保護事件において保護処分を言い渡すばあいにも推及されるべきことは当然だといわなければならない。…証拠関係にかんがみると…原原審が少年・附添人に目撃者に対する立会い、反対尋問の機会をあたえなかつたことは、前述したところに照らして、裁判所の裁量の範囲を逸脱するものであつたと解せざるを得ない。</p> <p>中村裁判官の補足意見： 少年に対する保護処分は、刑罰とは異なるとはいえ、やはり少年に対して一つの汚名を与えるものとして受け取られ、その経歴及び今後の社会生活関係に不利益を及ぼし、また、当該少年の心理にも深い傷跡を残す処分であることを否定できず、この点からも、その要件である非行事実の認定については、憲法上の適正手續の要求を無視することはできないと考える。</p>

3

最高裁3小平成3年3月29日決定  
(刑集45 - 3 - 158)

法廷意見:

刑事補償法1条1項にいう『無罪の裁判』とは、同項及び関係の諸規定から明らかとなり、刑訴法上の手続における無罪の確定裁判をいうところ、不処分決定は、刑訴法上の手続とは性質を異にする少年審判の手続における決定である上、右決定を経た事件について、刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することを妨げる効力を有しないから、非行事実が認められないことを理由とするものであっても、刑事補償法1条1項にいう『無罪の裁判』には当たらないと解すべきであり、このように解しても憲法40条及び14条に違反しないことは、当裁判所大法廷の判例(…略…)の趣旨に徴して明らかである(…略…)。また、不処分決定は、非行事実が認められないことを理由とするものであっても、刑訴法188条の2第1項にいう『無罪の判決』に当たらないと解すべきであり、このように解しても憲法40条および14条に違反しないことは、前示のとおりである。所論は、すべて理由がない。

坂上裁判官の補足意見:

不処分決定を刑事裁判における無罪と同一視することができない…非行事実が認められないことを理由とする不処分決定の場合には、刑事裁判を受ければ、無罪の判決が得られるであろうというような事案が含まれることは否定できない…立法論としては、このような事案の場合であって、不処分決定の前に身体の拘束を受けた者に対しては、刑事補償に準じた扱いをすることが、憲法40条の精神に通ずるものではないか…。

園部裁判官の補足意見:

憲法40条の規定の趣旨は、形式上の無罪の確定裁判を受けたときに限らず、公権力による国民の自由の拘束が根拠のないものであったことが明らかとなり、実質上無罪の確定裁判を受けたときと同様に解される場合には、国に補償を求めることができることを定めたものと解する者であって、本件のような非行事実が認められないことを理由とする少年法上の不処分決定について国による補償の制度を設けることはもとより可能…。

説明:

本件決定後、少年の保護事件に係る補償に関する法律が平成4年に成立した。

4

最高裁2小平成13年12月10日決定  
(判例タイムズ1077 - 178)

判示:

少年法17条1項2号の観護の措置が同法45条4号により勾留とみなされる場合における実務の取扱いをみると、同法20条の検察官送致決定により送致を受けた検察官は、裁判官による移監の同意の手続を経ることなく、少年収監指揮書により当該少年を拘置監に収監させることとされているようである(昭和62年12月25日法務省刑総訓1060号法務大臣訓令「事件事務規程」47条)。本件においても、送致を受けた横浜地方検察庁の検察官が申立人を郡山拘置支所に収監した手続は、この取扱いによって行われたものと考えられる。しかし、この取扱いによれば、家庭裁判所の検察官送致決定を受けた少年の勾留場所は、裁判官の関与なしに検察官の判断のみで新たに決定されることとなる。これは、通常の勾留の場合と比較して明らかに均衡を欠くものであり、刑訴法及び同規則並びに少年法の関連規定の解釈として合理性及び相当性を有するかにつき、疑念を抱かざるを得ない。…この取扱いについては、早急に必要な改善が図られるべきである。

説明:

本件決定後、少年審判規則の改正がなされ、検察官は、あらかじめ、裁判長に対し、少年鑑別所に収容されている者について検察官送致決定をするときは本人を他の少年鑑別所又は監獄に収容することに同意するよう請求することができるものとされた。：少年審判規則第24条の3

## 【条約・国際規約等】

**子どもの権利条約 37条 (d)**

自由を奪われた全ての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局において、その自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについて決定を速やかに受ける権利を有すること。

**同 40条 2 (b) ( )**

速やかにかつ直接的に、また適当な場合には当該児童の父母又は法廷保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立において弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。

**同 ( )**

事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会の下に遅滞なく決定されること。

**国際人権B規約 10条**

- 1 自由を奪われた全ての者は、人道的かつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。
- 2 (1) 被告人は、例外的な事情がある場合を除くほか有罪の判決を受けた者とは分離されるものとし、有罪の判決を受けていない者としての地位に相応する別個の取扱を受ける。  
(2) 少年の被告人は、成人とは分離されるものとし、できる限り速やかに裁判に付される。
- 3 行刑の制度は、被拘禁者の強制及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む。少年の犯罪者は、成人とは分離されるものとし、その年齢及び法的地位に相応する取扱を受ける。

**同 14条 3項 (d)**

全ての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。

- (1) その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。
- (2) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護士と連絡すること。
- (3) 不当に遅延することなく裁判を受けること。
- (4) 自ら出席して裁判を受け及び、直接に又は自ら選任する弁護士を通じて、防御すること。弁護士がいない場合には、弁護士を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、

弁護人を付されること。

(5)自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。

### **ベキンルーズ**

7 基本的な手続的保障 - 例えば、無罪の推定、犯罪の事実の告知を受けるべき権利、黙秘権、弁護人依頼権、親や保護者の立会の権利、証人尋問権（証人と相対し反対尋問する権利）、より上級の機関に不服申立する権利 - は、手続きのあらゆる場面で保護されなければならない。

### **自由を奪われた少年の保護のための国連規則**

18 未決の少年が拘禁される条件は以下に定める規則に従うものでなければならないが、未決の少年の無罪推定の要請、拘禁の期間並びに法的地位と状況に照らして、特別の条項を追加することが必要であり、かつ適切である。それらの条項には次のものが含まれるが、しかし必ずしもこれらに限られる訳ではない。

(a) 少年は弁護人の援助を受ける権利を持ち、法律扶助制度のあるところでは、無償の法律扶助を申請することができ、かつ、法的助言者と定期的に連絡をとることができなければならない。この連絡においては通信の秘密が確保されなければならない。

**昭和47年11月16日付最高裁事務総局家庭局長照会の内容**

「少年保護事件については、刑事の国選弁護人のような制度がないので、少年の家庭が貧困の場合、弁護士である付添人の援助が必要であってもこれを得られない場合がある。そこで、少年保護事件において、弁護士である付添人を選任するため、法律扶助を与えることが可能かどうかについて貴見をおうかがいしたい。」